

# 国家検定

令和5年度 前期

## 技能検定受検案内

技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度であり、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、厚生労働大臣（1級、単一等級）または石川県知事（2級、3級）から合格証書が交付され、技能士と称することができます。

### 1 実施日程

受検申請受付期間	令和5年4月3日(月)から4月14日(金)まで	
実技試験	問題公表	令和5年5月30日(火)
	実施日	令和5年6月6日(火)から8月13日(日)まで★ 令和5年6月6日(火)から9月10日(日)まで
学科試験	令和5年7月9日(日)★	令和5年8月20日(日)
	令和5年8月27日(日)	令和5年9月3日(日)
合格発表	令和5年8月25日(金)★	
	令和5年9月29日(金)	

★印は、3級職種が対象（金属熱処理を除く。）

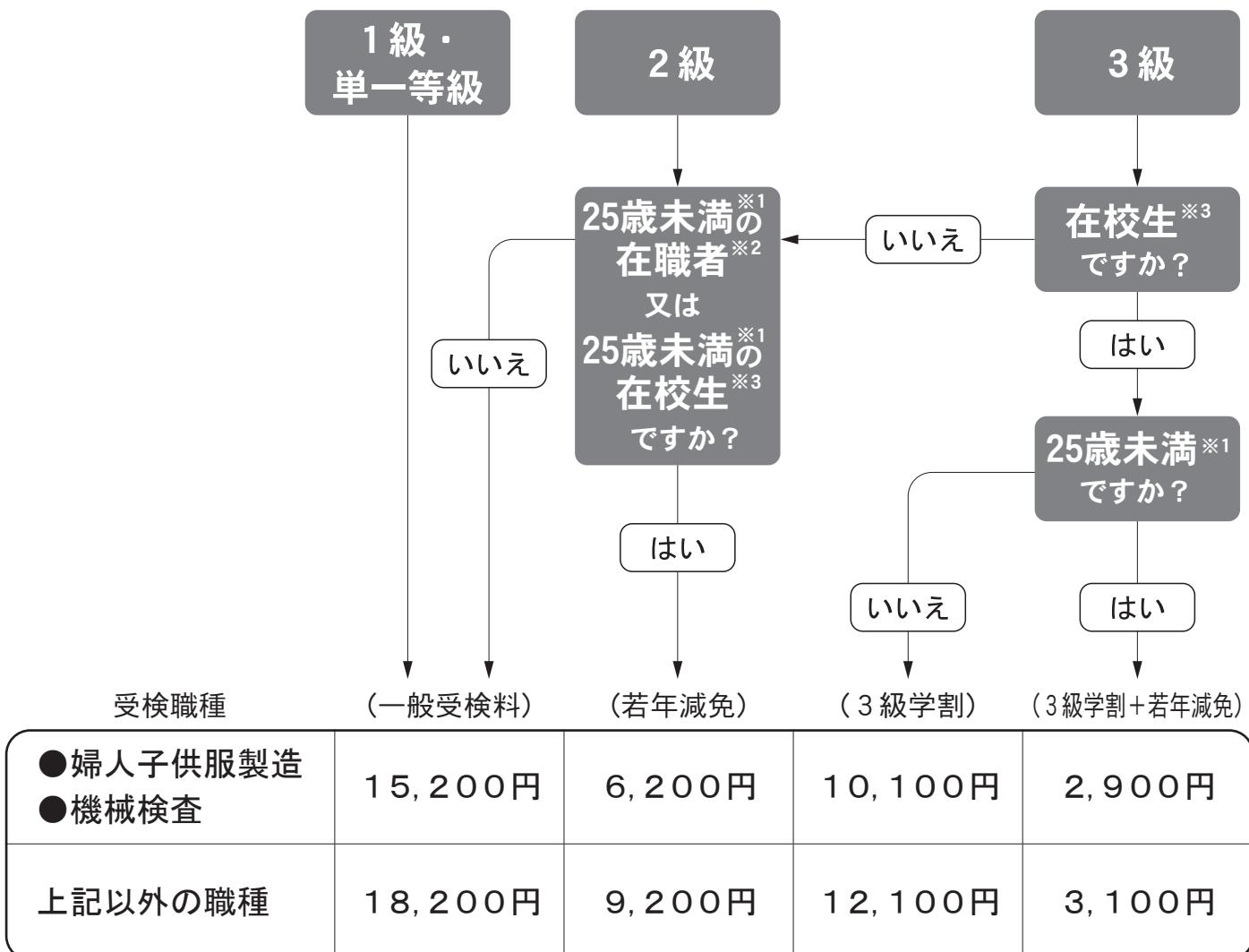
石 川 県  
石川県職業能力開発協会

## 2 受検手数料

### 1 学科試験手数料

各等級、各職種とも一律 3,100 円です。

### 2 実技試験手数料（以下フローチャート図参照）



※1 令和5年4月1日時点で25歳未満の方（平成10年4月2日以降に生まれた方）

ただし、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する方を除く。

※2 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）

※3 次のいずれかに該当する方

(ア)公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生（就職している方を除く。）ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方を除く。

(イ)高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の生徒又は学生。

※4 婦人子供服製造職種は1・2級のみ、機械検査職種は3級のみ実施。

※5 振込手数料は、受検者負担となります。

(注) 上記の受検料減免（若年減免）は、令和5年第1回石川県議会定例会で令和5年度当初予算が成立することが前提となります。

### 3 受検申請の手続き

項目	内容
受 検 申 請 手 順 事 項	受付日時 令和5年4月3日（月）から4月14日（金）まで ※土・日を除く。
	受付場所 石川県職業能力開発協会 〒920-0862 金沢市芳賀1丁目15番15号（石川県職業能力開発プラザ3F）TEL：076-262-9020
	<ul style="list-style-type: none"> <li>受検申請書は郵送でお願いします。（窓口対応は不可）4月14日（金）までの消印のあるものを受け付けます。</li> <li>実技試験手数料減免（2級・3級）を希望される25歳未満の在職者の方は、必ず申請書の希望欄に○を付けてください。実技試験手数料減免対象の方に限らず、全ての申請者は必ず裏面に（P12、P13参照）身分証明書の写し（※運転免許証・健康保険証等、学生は学生証等）を貼付してください。貼付していない場合は、受付できませんのでお気を付けください。</li> </ul> <p>※氏名・生年月日が証明できる身分証明書であればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能検定を受けようとする者は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という）に必要な事項を正確に記入し（申請書の裏面及びP8～P11参照）、技能検定受検手数料納付内訳書（P14、P15参照）と一緒に提出してください。</li> <li>実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、申請書にその資格を証明できる書面を添えて提出してください。</li> </ul> <p>また、申請書受理後免除資格のあることが判明しても、試験の免除はできませんので十分ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実技試験及び学科試験の両方が免除される者も、申請書類（申請書への写真添付及び技能検定受検手数料納付内訳書は不要）を提出してください。ただし、試験手数料は納める必要はありません。</li> <li>受検申請書を受理した後は、いかなる理由（新型コロナウイルス感染症・業務の都合による欠席等）であっても受検手数料は返金いたしません。ただし、試験会場または設備等の都合により試験を中止した場合は、返金いたします。</li> </ul> <p>また、受検の権利を来年に繰越すこともできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職種によっては、受検者が極めて少ない場合、その他特別の事情により試験を実施しない場合があります。この場合、他都道府県に実施を依頼することもありますのでご了承ください。</li> </ul> <p>また、作業によっては、申請受付期間中に一定の定員に達した場合、受付期間中であっても締め切る場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業及び学校が試験会場となる場合、原則実技試験受検者が2名以上とします。</li> </ul>
	写真 タテ5cm×ヨコ4.5cmの大きさで、正面脱帽半身像の写真1枚を所定のところに貼ってください。
	受検手数料 実技試験及び学科試験の手数料については、石川県職業能力開発協会が受付後発行する納入依頼書（送金手数料は本人負担）により、最寄りの北國銀行本支店にお振り込みください。（現金対応は不可）

項目		内容
実技試験	問題公表	石川県職業能力開発協会において公表します。公表した実技試験問題は、実技試験日前までに、受検に必要な書類とともに、組合等を経由または直接各受検者へ送付します。
学科試験	試験日時及び会場	職種ごとの実施日時は、P16～P18を参照してください。実施の日時と場所は、石川県職業能力開発協会から組合等を経由または直接各受検者に通知します。
	発表日時	令和5年8月25日（金）（金属熱処理を除く3級職種） 令和5年9月29日（金）（その他の職種）
合格発表等	発表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能検定合格者は、石川県公報で受検番号を公示します。</li> <li>また、石川県庁ホームページでも受検番号を掲示します。</li> <li>・技能検定の合格者には、石川県から合格通知書を送付します。技能検定合格証書及び技能士章のお受け取り方法については、合格通知書を送付する際にご案内させていただきます。</li> <li>・一部合格者には（実技試験または学科試験のどちらか一方の合格者）には当協会より、それぞれの試験の合格通知書を送付します。この通知書は、今後同一職種、同一等級の技能検定を受ける場合に、それぞれの試験の免除資格を証明する書面になりますから大切に保管してください。</li> </ul>
	表彰	3級技能検定実技試験と学科試験の両方を受けた者（高等学校在校生に限る）は、石川県技能競技大会に参加したものとして取り扱い、各作業ごとに成績の優秀な者を表彰します。
試験結果の開示	開示の内容等	石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）第23条の規定に基づく開示請求の特例（以下「簡易開示」という）により、受検者本人の得点を口頭で開示請求することができます。本人の法定代理人は簡易開示請求はできません。
	開示期間	合格発表の日から起算して1ヶ月間（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで） ※土・日・祝日を除く
	開示場所	石川県商工労働部労働企画課職業能力開発グループ (金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎12F)
	開示に必要な書類	受検者本人であることを確認できる身分証明書 (運転免許証、旅券など官公署の発行する本人の写真が貼付された証明書)

### 個人情報の保護について

石川県職業能力開発協会（以下「当協会」という）は、技能検定に関連して皆様より御提供いただいた個人情報について、個人情報保護に関する法令・規範を遵守し、慎重かつ適切に取り扱います。

#### 1 個人情報の利用目的

技能検定に関して当協会が収集した個人情報については、石川県労働企画課の指導・監督に従い、厚生労働省が「技能検定関係事務手引集」に定める業務に限定して利用いたします。

また、あらかじめ本人から希望しない旨のお申し出があった場合を除き、技能検定に関する資料や講習案内を送付するために利用します。

#### 2 個人情報の共同利用について

当協会が保有する個人情報は、技能検定事業及び技能振興に協力する職業能力開発施設、関係業種団体及び関係市町等共同で利用する場合があります。

その場合は、共同利用先においても利用目的の限定や秘密の保持などについて、適切な管理を行います。上記の個人情報の共同利用に同意しがたい場合には、その旨を当協会までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱います。こちらの申し出は、後からいつでも撤回、変更することができます。

# 4 受検資格

(単位 年)

受 檢 対 象 者 (※1)	特 級 1 級 合格後	1 級		2 級 3 級 合格後	2 級 3 級 合格後	3 級 (※6)	单 一 等 級
		2 級 合格後	3 級 合格後				
実 務 経 験 のみ	7			2		0 ※7	3
専 門 高 校 卒 業 ※2 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業	6			0		0	1
短 大 ・ 高 専 ・ 高 校 専 攻 科 卒 業 ※2 専 門 職 大 学 前 期 課 程 修 了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業	5			0		0	0
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）※2 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業	4			0		0	0
	800 h 以上			0		0 ※8	1
専修学校※3 又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る)	6			0		0 ※8	1
	1,600 h 以上			0		0 ※8	0
	3,200 h 以上			0		0 ※5	1
短 期 課 程 の 普 通 職 業 訓 練 修 了 ※4、※9	700 h 以上			0		0	1
	2,800 h 未満			0		0	0
普 通 課 程 の 普 通 職 業 訓 練 修 了 ※4、※9	2,800 h 以上			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※4、※9		3	1	2	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了 ※9				1	0	0	0
指 導 員 養 成 課 程 の 指 導 員 養 成 訓 練 修 了 ※9				1	0	0	0
職 業 訓 練 指 導 員 免 許 取 得				1	—	—	0
高 度 養 成 課 程 の 指 導 員 養 成 訓 練 修 了 ※9				0	0	0	0

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限ります。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなします。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなします。

※5：総訓練時間が700時間未満のものを含みます。

※6：3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できます。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できます。

※7：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとします。

※8：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与します。

※9：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

# 5 技能検定試験の免除一覧

## 1. 技能検定関係（同一の検定職種に限る。）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部		
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部		※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部		※2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年（その日が1月1日から3月31日までの間である場合は、その日の属する年）の3月31日まで）有効

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

## 2. 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得	—	学科の全部			学科の全部		
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	5年	学科の全部			学科の全部	
	実務経験年数	2年	—	学科の全部			※3
	—	—	学科の全部			学科の全部	
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	4年	—	学科の全部			※3
	実務経験年数	1年	—	学科の全部			学科の全部
	—	—	学科の全部			—	※3
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2,800時間以上なら1年)の実務経験		—	学科の全部			学科の全部
	—		—	学科の全部			—
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース	—	学科の全部			—	※3
	2級技能士コース	—	—	学科の全部			—
	単一等級技能士コース	—	—	—	—	学科の全部	※3
中央技能検定委員2年以上	—	実技の全部及び学科の全部				実技の全部 学科の全部	※1
都道府県技能検定委員2年以上	—	実技の全部				実技の全部	※1
技能五輪全国大会における技能証	—	実技の全部	—	—	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証	—	—	実技の全部			—	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証	—	—	実技の全部			—
	学科部門の技能証	—	—	学科の全部			—

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：有効期限を過ぎた技能証であっても有効(H16厚労告376附則第2項及び第3項)

※3：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

## 3. 他法令等関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲				
		特級	1級	2級	3級	単一等級
製菓衛生師法による 製菓衛生師試験に合格した者	—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般	—	—	—	—
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者	—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部	—	—	—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者	—	建築大工職種に係る学科試験の全部	—	—	—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
東京商工会議所が行う 和裁に関する技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部	—	—	—
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部	—	—

## ◎免除資格の特例

(1) 2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

(2) 平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格した場合は、平成20年度以降の受検申請において、当該4作業のすべての学科試験が免除の対象となります。

検定職種	学 科 試 験 共 通 作 業
機械加工	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、立旋盤作業
	フライス盤作業、数値制御フライス盤作業
	ボール盤作業、数値制御ボール盤作業
	横中ぐり盤作業、ジグ中ぐり盤作業
	平面研削盤作業、数値制御平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、心無し研削盤作業
	ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業、歯車形削り盤作業、かさ歯車歯切り盤作業

## 検定職種に関する大学・高等学校等の学科

代表的なものは下表のとおりです。

検定職種	受検に関する学科の例
造園	造園科
鋳造	や金科、金属工学科、機械科
金属熱処理	や金科、金属工学科、機械科
機械加工	機械科
非接触除去加工	機械科
金属プレス加工	機械科
鉄工	金属工学科、機械科、造船科、建築科、土木科
建築板金	機械科、建築科
工場板金	機械科
めっき	金属工学科、工業化学科、化学工学科
仕上げ	機械科
切削工具研削	機械科、木材加工科
電子機器組立て	電子科、電気科
電気機器組立て	電子科、電気科
鉄道車両製造・整備	機械科、電気科、造船科、自動車科
建設機械整備	機械科
婦人子供服製造	被服科、服装科、洋裁科
家具製作	工芸科
建具製作	建築科、工芸科
印刷	印刷科
プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科
強化プラスチック成形	工業化学科

検定職種	受検に関する学科の例
石材施工	建築科、土木科
酒造	発酵科
とび	建築科
左官	建築科
タイル張り	建築科
防水施工	建築科
内装仕上げ施工	建築科
熱絶縁施工	設備科、造船科、工業化学科、化学工学科、建築科
表装	工芸科
塗装	建築科、工芸科、塗装科
商品装飾展示	デザイン科、工芸科、美術科、造形科
フラワー装飾	園芸科、フラワーデザイン科、フラワービジネス科
路面標示施工	塗装科
塗料調色	塗装科
産業洗浄	機械科、工業化学科、土木科、金属工学科
園芸装飾	園芸科、フラワーデザイン科、ガーデニング科
機械検査	機械科
シーケンス制御	電子科、電気科
建築大工	建築科、大工科
舞台機構調整	電子科、電気科、音響芸術科

# 6 受検申請作成要領

専門高校等に在学する者は、「在校生」と記入すること。

## 〈申請書記入例〉〔1級・単一等級用〕

### 技能検定受検申請書

(左欄)

技能検定を受けたいので申請します。

石川県知事殿

令和5年4月3日 氏名 石川 一郎

記入上の注意  
(裏面参照)

職種番号	006	検定職種	機械加工			等級区分	1級(01)	受検番号	※
作業番号	230	作業名	マシニングセンタ作業			試験場	※		
フリガナ 氏名	(姓) イシカワ (名) イチロウ 石川 一郎			性別	[○] 1.男 [ ] 2.女	生年月日	[○] 1.昭和 [ ] 2.平成	54年5月1日生 (満43年11月)	
現住所 (正確に)	〒920-0862 金沢市芳斎1-7-15プレステージ 方・団地 アパート 号棟101号室					受検区分	<input type="checkbox"/> 1. 実技・学科とも受検 ..... A甲 <input type="checkbox"/> 2. 学科のみ受検(免除なし) ... A乙 <input type="checkbox"/> 3. 実技のみ受検(免除なし) ... A丙 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 学科受検(実技免除) ... B <input type="checkbox"/> 5. 実技受検(学科免除) ... C <input type="checkbox"/> 6. 実技・学科とも免除 ..... D		
学歴	学校名		学科又は課程	所 在 地		在学期間		卒業、中退等の別	
	(最終学歴) 石川工業高校		機械システム科	金沢市本多町2-3-6		H7年4月~H10年3月 (3年月)		卒業	
訓練歴	訓練施設名		訓 練 科	所 在 地		訓練を受けた期間		修了、中退等の別	
						年月~年月 (年月)			
資職歴	事業所名		地位職名	所 在 地		在職期間		職務内容	
	(現在のもの) (株)中島機械工業		係長	金沢市桜田町1-5-7		H14年7月~R5年4月 (20年10月)		機械工	
格歴	(株)高倉製作所		主任	小松市符津町		H10年4月~H14年6月 (4年3月)		〃	
						年月~年月 (年月)			
試験区分	試験の免除を受ける資格に関する 試験、検定、免許等					合格証書又は免許等の 交付年月日及び番号			2級技能検定合格状況
試験の免除 の免除 学科	<input type="checkbox"/> 0. 無し <input checked="" type="checkbox"/> 1. 実技合格証 作業名(マシニングセンタ) <input type="checkbox"/> 9. その他					H30年9月28日 No. 石0021			検定職種 機械加工 合格証書の交付年月日 H25年10月4日 受検資格判定 ※ 免除資格判定 ※ 実技 ※ 学科 技能五輪参加状況 <input type="checkbox"/> 0. 五輪参加しない <input type="checkbox"/> 1. 五輪参加する
	<input checked="" type="checkbox"/> 0. 無し <input type="checkbox"/> 1. 学科合格証 作業名( ) <input type="checkbox"/> 2. 技能検定合格 作業名( ) <input type="checkbox"/> 4. 職業訓練指導員 科目名( ) <input type="checkbox"/> 5. 向上訓練 科目名( ) <input type="checkbox"/> 9. その他( )					年月日 No.			とりまとめ 団体・事業所名 〒920-0573 電話番号 076-262-9027 所在地 金沢市桜田町1-5-7 担当者 総務課 竹田

- 注 1 かい書でいいねいに書いて下さい。  
 2 受検区分、試験の免除、生年月日及び性別は該当する番号に○印をつけて下さい。  
 3 職種番号、作業番号は受検案内をよくみてまちがえないで記入して下さい。  
 4 試験の免除をうける場合には、それを証明する書面の写を添付して下さい。  
 5 ※印の欄は記入しないで下さい。

コ 一 ド	※
とりまとめ	名称 (株)中島機械工業
団体・事業所名	〒920-0573 電話番号 076-262-9027
所 在 地	金沢市桜田町1-5-7
担 当 者	総務課 竹田

写真の裏面に級別、作業及び氏名を記入すること。

写 真	令和 5 年 4 月 1 日 撮 影	受 付
申請前6月以内に撮影した正面脱帽半身像のものとすること。		
4.5cm		
5.0cm		

職種番号	006	検定職種	<b>機械加工</b>		
作業番号	230	作業名	マシニングセンタ作業		
等級区分	1級(01)	受検番号	※		
フリガナ	(姓) イシカワ		(名) イチロウ		
氏名	石川		一郎		
生年月日	[○] 1.昭和 [ ] 2.平成	54年5月1日生	性別	[○] 1.男 (満43年11月)	[ ] 2.女
現住所 (正確に)	<p>〒920-0862  <b>金沢市芳斎1-7-15</b>  <b>プレステージ</b>          方・団地 アパート 号棟101号室          電話 (076) 262-9020</p>				
勤務先の 名称及び 所在地	<p>〒920-0573  <b>名称 (株)中島機械工業</b>  <b>所在地 金沢市桜田町1-5-7</b>          電話 (076) 262-9027</p>				
受検資格判定	※		免除資格判定	※ 実技 学科	

試験手数料収納	
※ No. 実技試験 収納済印	※ No. 学科試験 収納済印

コード	※
とりまとめ 団体・事業所名	名称 (株)中島機械工業 〒920-0573 電話番号 076-262-9027
所在地	金沢市桜田町1-5-7
担当者	総務課 竹田

受検票や実技試験問題の送付先になりますので必ず記入して下さい。

## [2級・3級用]

専門高校等に在学する者は、  
「在校生」と記入すること。

### 技能検定受検申請書

(左欄)

技能検定を受けたいので申請します。

石川県知事殿

令和5年4月3日 氏名 石川 一郎

記入上の注意  
(裏面参照)

職種番号	006	検定職種	機械加工			等級区分	2級(02)	受検番号	※
作業番号	230	作業名	マシニングセンタ作業			試験場	※		
フリガナ 氏名	(姓) イシカワ (名) イチロウ		性別	[○] 1.男 [ ] 2.女	生年月日	[ ] 1.昭和 [○] 2.平成	10年11月1日生 (満24年5月)		
現住所 (正確に)	〒920-0862 金沢市芳斎1-7-15プレステージ 方・団地 アパート 号棟101号室 電話 (076) 262-9020					受検区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 実技・学科とも受検……… A甲 <input type="checkbox"/> 2. 学科のみ受検(免除なし) …… A乙 <input type="checkbox"/> 3. 実技のみ受検(免除なし) …… A丙 <input type="checkbox"/> 4. 学科受検(実技免除) …… B <input type="checkbox"/> 5. 実技受検(学科免除) …… C <input type="checkbox"/> 6. 実技・学科とも免除……… D		
受歴	学校名 (最終学歴) 石川工業高校		学科又は課程 機械システム科	所 在 地 金沢市本多町2-3-6		在学期間 H26年4月～H29年3月 (3年月)		卒業、中退等の別 卒業	
検練歴	訓練施設名 訓練科		所 在 地		訓練を受けた期間		修了、中退等の別		
資歴	事業所名 (現在のもの) 株中島機械工業		地位職名 係長	所 在 地 金沢市桜田町1-5-7		在職期間 H29年7月～R5年4月 (5年10月)		職務内容 機械工	
格歴	事業所名 (現在のもの) 株高倉製作所		地位職名 主任	所 在 地 小松市符津町		在職期間 H29年4月～H29年6月 (年3月)		職務内容 〃	
試験区分	試験の免除を受ける資格に関する 試験、検定、免許等					合格証書又は免許等の 交付年月日及び番号		級技能検定合格状況	
実技	<input checked="" type="checkbox"/> 0. 無し <input type="checkbox"/> 1. 実技合格証 作業名 ( ) <input type="checkbox"/> 9. その他					年 月 日 No.	検定職種		
学	<input checked="" type="checkbox"/> 0. 無し <input type="checkbox"/> 1. 学科合格証 作業名 ( ) <input type="checkbox"/> 2. 技能検定合格 作業名 ( ) <input type="checkbox"/> 4. 職業訓練指導員 科目名 ( ) <input type="checkbox"/> 5. 向上訓練 科目名 ( ) <input type="checkbox"/> 9. その他 ( )					年 月 日 No.	合格証書の交付年月日		
科							年 月 日	受検資格判定	
							No.	免除資格判定	
								※ ※ ※ ※	
								技能五輪参加状況	
								[ ] 0. 五輪参加しない [ ] 1. 五輪参加する	
私は技能検定受検料の減免を希望します。(①はい ②いいえ) 雇用保険被保険者である。(①はい ②いいえ)									
受検料区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 社会人(減免あり) [ ] 3. 社会人(減免なし) <input type="checkbox"/> 2. 学生(減免あり) [ ] 4. 学生(減免なし)								

- 注 1 かい書でないねいに書いて下さい。  
 2 受検区分、試験の免除、生年月日及び性別は該当する番号に○印をつけて下さい。  
 3 職種番号、作業番号は受検案内をよくみてまちがえないで記入して下さい。  
 4 試験の免除をうける場合には、それを証明する書面の写を添付して下さい。  
 5 ※印の欄は記入しないで下さい。

コード	※
とりまとめ	名称 (株)中島機械工業
団体・事業所名	〒920-0573 電話番号 076-262-9027
所在地	金沢市桜田町1-5-7
担当者	総務課 竹田

写真の裏面に級別、作業及び氏名を記入すること。

(右図)	写 真 申請前 6 月以内に撮影 した正面脱帽半身像の ものとすること。 <span style="font-size: small;">4.5cm</span> <span style="font-size: small;">5.0cm</span>	令和 <b>5</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日 撮影	受付 製作等作業試験 計画立案等作業試験 学科試験
------	--	---	------------------------------------

職種番号	006	検定職種	<b>機械加工</b>		
作業番号	230	作業名	マシニングセンタ作業		
等級区分	2級 (02)		受検番号	※	
フリガナ	(姓) イシカワ		(名) イチロウ		
氏名	石川		一郎		
生年月日	[ ] 昭和 [O] 平成	10年11月1日 生		性別	[O] 1.男 [ ] 2.女
現住所 (正確に)	〒920-0862 <b>金沢市芳斎1-7-15</b> <b>プレステージ</b> 方・団地 アパート 号棟101号室 電話 (076) 262-9020				
勤務先の 名称及び 所在地	〒920-0573 <b>名称 (株)中島機械工業</b> <b>所在地 金沢市桜田町1-5-7</b> 電話 (076) 262-9027				
受検資格判定	※		免除資格判定	※ 実技 学科	

試験手数料収納	
※ No. 実技試験 収納済印	※ No. 学科試験 収納済印

コード	※
とりまとめ 団体・事業所名	名称 (株)中島機械工業 〒920-0573 電話番号 076-262-9027
所在地	金沢市桜田町1-5-7
担当者	総務課 竹田

受検票や実技試験問題の送付先になりますので必ず記入して下さい。

## [1級・単一等級用]

(各欄とも記入しないこと)

技能士番号	※	
合格年月日	※	
合格証書交付番号	※	
合格証書再交付	年月日	※
	番号	
合格取消し	理由	※
	年月日	※
備考	※	

### 記入上の注意

- 1 ※印の欄には、なにも記入しないこと。
- 2 記入には、すべてボールペンを用い、文字はかい書で、数字は算用数字を用いて、ていねいに書くこと。特に氏名は、略字や俗字を用いないで、正確に記入すること。
- 3 検定職種の欄には、受検を希望する検定職種名を記入すること。
- 4 作業名の欄には、実技試験又は学科試験の試験科目に選択制がとられている検定職種を受検しようとするときにのみ、受検しようとする選択科目を記入すること。
- 5 生年月日、年齢及び性別の欄の性別は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 学歴、訓練歴及び職歴の欄には、受検資格の基礎となるこれらの経歴を最近のものから順に記入し、書ききれないときは、適当な補助紙をつけること。
- 7 職歴の欄の職務内容の項には、従事していた作業をできるだけ具体的に記入すること。
- 8 技能検定合格状況の欄には、1級2級又は3級の技能検定の受検者のうち、既に技能検定に合格している者が記入するものとし、合格した技能検定のうち、最上級の等級、検定職種名及び合格した年月日を記入すること。
- 9 試験の免除の欄には、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするとき、該当するものを○で囲み、試験の免除を受ける資格に関係ある試験、検定、免許等の名称及び合格又は免許等を受けた年月日を記入すること。この場合、免除を受ける資格があることを証する書面を添付すること。
- 10 記入した事項に不正があったときは、合格を取り消す場合がある。

必ず身分証明書の写しを添付すること。

(運転免許証・健康保険証等)

※必ず身分証明書の写しを添付して下さい。

## [2級・3級用]

(各欄とも記入しないこと)

技能士番号	※	
合格年月日	※	
合格証書交付番号	※	
合格証書再交付	年月日	※
	番号	
合格取消し	理由	※
	年月日	※
備考	※	

### 記入上の注意

- 1 ※印の欄には、なにも記入しないこと。
- 2 記入には、すべてボールペンを用い、文字はかい書で、数字は算用数字を用いて、ていねいに書くこと。特に氏名は、略字や俗字を用いないで、正確に記入すること。
- 3 検定職種の欄には、受検を希望する検定職種名を記入すること。
- 4 作業名の欄には、実技試験又は学科試験の試験科目に選択制がとられている検定職種を受検しようとするときにのみ、受検しようとする選択科目を記入すること。
- 5 生年月日、年齢及び性別の欄の性別は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 学歴、訓練歴及び職歴の欄には、受検資格の基礎となるこれらの経歴を最近のものから順に記入し、書ききれないときは、適当な補助紙をつけること。
- 7 職歴の欄の職務内容の項には、従事していた作業をできるだけ具体的に記入すること。
- 8 技能検定合格状況の欄には、1級2級又は3級の技能検定の受検者のうち、既に技能検定に合格している者が記入するものとし、合格した技能検定のうち、最上級の等級、検定職種名及び合格した年月日を記入すること。
- 9 試験の免除の欄には、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするとき、該当するものを○で囲み、試験の免除を受ける資格に関係ある試験、検定、免許等の名称及び合格又は免許等を受けた年月日を記入すること。この場合、免除を受ける資格があることを証する書面を添付すること。
- 10 記入した事項に不正があったときは、合格を取り消す場合がある。

必ず身分証明書の写しを添付すること。

(運転免許証・健康保険証・学生証等)

※必ず身分証明書の写しを添付して下さい。

## 令和5年度【前期】技能検定受検手数料納付内訳書

作業名	等級	氏名	実技試験 手数料	実技試験 手数料 (減免後)	学科試験 手数料
マシニングセンタ	1	石川 一郎	18,200 円	円	3,100 円
フライス盤	2	石川 二郎	18,200		3,100
構造物鉄工	2	石川 三郎		9,200	3,100
小計			36,400	9,200	9,300
合計				54,900	

(注) \*印の欄には記入しないでください。

「技能検定受検申請書」と「技能検定受検手数料納付内訳書」の氏名は、同順列にして提出してください。

※諸通知(受検票、実技問題、結果通知)について  
下記の該当を○で囲み、下記欄に記入してください。  
1・2以外での発送は受付できません。

1. 受検者個人に送付を希望します。  
申請者氏名等(受検者個人に送付を希望する者)

住所	〒
氏名	
電話番号	
所属事業所名	
事業所電話番号	

- ② 一括申請担当者に送付を希望します。

※受検者全員に承諾を得て、下記欄に署名捺印をお願いします。  
受検申請書のとりまとめ欄と同じとすること。  
署名捺印なき場合、一括申請担当者に諸通知は送付できません。  
従業員等で同意を得られない場合は、個人で受検申請されるよう御指導ください。

所在地	〒920-0573 金沢市桜田町1-5-7
事業所名・団体名	(株)中島機械工業
諸通知送付について	受検者全員に承諾を得ましたので、担当者への送付を希望します。
担当者部課	総務課
担当者名	竹田
電話番号	076-262-9027
F A X	

## 令和5年度【前期】技能検定受検手数料納付内訳書

作業名	等級	氏名	実技試験 手数料	実技試験 手数料 (減免後)	学科試験 手数料
機械組立仕上げ	2	石川 五郎	9,200	9,200	3,100
小計			9,200	9,200	3,100
合計			12,300	12,300	

(注) \*印の欄には記入しないでください。

「技能検定受検申請書」と「技能検定受検手数料納付内訳書」の氏名は、同順列にして提出してください。

※諸通知（受検票、実技問題、結果通知）について  
 下記の該当を○で囲み、下記欄に記入してください。  
1・2以外での発送は受付できません。

## ① 受検者個人に送付を希望します。

※受検申請書のとりまとめ欄と同じとすること。  
 申請者氏名等（受検者個人に送付を希望する者）

住所	〒920-0862 金沢市芳斎1-7-10
氏名	石川 五郎
電話番号	076-262-9020
所属事業所名	株中島産業
事業所電話番号	076-262-9026

## 2. 一括申請担当者に送付を希望します。

※受検者全員に承諾を得て、下記欄に署名捺印をお願いします。  
 署名捺印なき場合、一括申請担当者に諸通知は送付できません。  
 従業員等で同意を得られない場合は、個人で受検申請されるよう御指導ください。

所在地	〒
事業所名・団体名	
諸通知送付について受検者全員に承諾を得ましたので、担当者への送付を希望します。	
担当者部課	
担当者名	
電話番号	
F A X	

# 7 実施職種・実施日

## 1級 2級

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
062	造園	010	造園工事作業	○	○		8/20AM
003	鋳造	010	鋳鉄鋳物鋳造作業	○			9/3AM
005	金属熱処理	010	一般熱処理作業	○ 1級 8/27	○ 2級 8/27PM	○ 8/20PM	8/20AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業				
		030	高周波・炎熱処理作業				
006	機械加工	010	普通旋盤作業	○			8/27AM
		200	数値制御旋盤作業	○		○ 8/27PM	
		040	フライス盤作業	○			
		210	数値制御フライス盤作業	○		○ 8/27PM	
		120	平面研削盤作業	○			
		130	円筒研削盤作業	○			
		150	ホブ盤作業	○			
		230	マシニングセンタ作業		○	○ 8/27PM	
183	非接触除去加工	020	数値制御形彫り放電加工作業	○		○ 1級 9/3PM	9/3AM
		030	ワイヤ放電加工作業				
		040	レーザー加工作業〔新規〕				
007	金属プレス加工	010	金属プレス作業	○		○ 8/20PM	8/20AM
008	鉄工	020	構造物鉄工作業	○			8/27AM
122	建築板金	010	内外装板金作業	○			9/3PM
		020	ダクト板金作業				
123	工場板金	010	曲げ板金作業	○			9/3PM
010	めつき	010	電気めつき作業	○			8/27AM
012	仕上げ	010	治工具仕上げ作業	○			9/3AM
		030	機械組立仕上げ作業				
146	切削工具研削	010	工作機械用切削工具研削作業	○			9/3PM
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て作業	○			8/27PM
016	電気機器組立て	030	配電盤・制御盤組立て作業	○			9/3AM
160	鉄道車両製造・整備	020	内部ぎ装作業	○		○ 1級 9/3PM	9/3AM
		030	配管ぎ装作業				
		040	電気ぎ装作業				
068	建設機械整備	010	建設機械整備作業	○		○ 8/27PM	8/27AM
025	婦人子供服製造	010	婦人子供注文服製作作業	○			8/27PM
124	家具製作	010	家具手加工作業	○			8/27PM
		030	いす張り作業				

職種 番号	職種名	作業 番号	作業名	実技試験日			学科 試験日
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
125	建 具 製 作	010	木製建具手加工作業	○			8/27PM
035	印 刷	020	オフセット印刷作業	○			8/27PM
037	プラスチック成形	020	射出成形作業	○			8/20PM
		040	真空成形作業		○ 9/3	○ 9/3AM	
098	強化プラスチック成形	010	手積み積層成形作業	○			9/3PM
150	石 材 施 工	020	石張り作業	○			9/3AM
073	酒 造	010	清酒製造作業	○			9/3PM
040	と び	010	とび作業	○			8/20PM
041	左 官	010	左官作業	○			8/27PM
044	タ イ ル 張 り	010	タイル張り作業	○			9/3AM
086	防 水 施 工	020	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	○			8/20PM
		070	シーリング防水工事作業				
		110	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業				
		100	F R P 防水工事作業				
152	内装仕上げ施工	010	プラスチック系床仕上げ工事作業	○			8/27AM
		060	木質系床仕上げ工事作業				
		030	鋼製下地工事作業				
		040	ボード仕上げ工事作業				
		070	化粧フィルム工事作業				
049	熱 絶 縁 施 工	010	保温保冷工事作業	○			9/3AM
		020	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業				
059	表 装	010	表具作業	○			9/3AM
		020	壁装作業				
060	塗 装	020	建築塗装作業	○			8/20AM
		030	金属塗装作業				
		050	噴霧塗装作業				
137	商 品 装 飾 展 示	010	商品装飾展示作業	○ 8/20AM			8/27AM
119	フ ラ ワ 一 装 飾	010	フラー装飾作業	○			9/3PM

## 单一等級

職種 番号	職種名	作業 番号	作業名	実技試験日			学科 試験日
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
144	路 面 標 示 施 工	010	溶融ペイントハンドマークー工事作業	○			9/3PM
		020	加熱ペイントマシンマークー工事作業				
111	塗 料 調 色	010	調色作業	○	○		9/3PM
159	産 業 洗 净	010	高压洗净作業	○		○ 8/20PM	8/20AM

### 3級

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験日			学科試験日
				製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業	○			7/9AM
062	造園	010	造園工事作業	○	○		7/9PM
005	金属熱処理	010	一般熱処理作業	○ 8/27	○ 8/20PM	8/20AM	8/20AM
		030	高周波・炎熱処理作業				
006	機械加工	010	普通旋盤作業	○			7/9AM
		200	数値制御旋盤作業				
		040	フライス盤作業				
		230	マシニングセンタ作業				
012	仕上げ	030	機械組立仕上げ作業	○			7/9PM
013	機械検査	010	機械検査作業	○			7/9PM
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て作業	○			7/9AM
184	シーケンス制御	010	シーケンス制御作業	○			7/9PM
038	建築大工	010	大工工事作業	○			7/9PM
112	舞台機構調整	010	音響機構調整作業	○	○		7/9PM
137	商品装飾展示	010	商品装飾展示作業	○			7/9AM
119	フラワー装飾	010	フラワー装飾作業	○			7/9PM

#### (注) 1. 実技試験当日証明書等の携行が必要な作業について

- ・ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証が必要な作業  
構造物鉄工作業、曲げ板金作業、建設機械整備作業
- ・自動車運転免許証が必要な作業  
加熱ペイントマシンマーカー工事作業
- ・特別の教育を修了した証明書等が必要な作業  
金属プレス作業、構造物鉄工作業、工作機械用切削工具研削作業、鋼製下地工事作業  
以上の作業について、19ページからはじまる概要をご覧ください。

#### 2. 学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等について

原則として、令和4年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。

ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。

#### 3. 実技試験日及び学科試験日について

実技試験日欄の「○」となっているものについては、実技試験実施期間に実施するものであって、実際の試験日時は受検票に記載して通知します。又、実技試験日欄及び学科試験日欄に日付があるものは全国統一実施日になります。

#### 4. 3級機械検査作業について

社会人の方は、学科試験のみとなります。実技試験を希望される場合は、後期日程で申請をしてください。





#### (1) 判断等試験

仕上げ面に対応する加工方法の選定、表面粗さ及び送り速度の判定、工作物の測定及びマシニングセンタの心出し作業について行う。  
試験時間 25分  
(2) 計画立案等作業試験  
切削工具、工作物の取り付け、工具通路図の作成、加工順序の決定、切削条件、マシニングセンタにおける各種の支障の調整、取付け工具の選定、プログラムの誤り箇所の判定等に関する事項について問う。  
試験時間 1時間40分

### 14. 非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。  
(1) 製作等作業試験  
数値制御形彫り放電加工機を使用し、支給材料（S55C）に銅電極で所定の寸法の加工を行う。  
標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分  
ただし、加工中にプログラムを入力できない放電加工機の場合  
標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間  
(2) 計画立案等作業試験  
放電加工性能表等による加工条件の設定、放電（通電）時間の見積り等について行う。  
試験時間 1時間  
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
数値制御形彫り放電加工機を使用し、支給材料（S55C）に銅電極で所定の寸法の加工を行う。  
標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分  
ただし、加工中にプログラムを入力できない放電加工機の場合  
標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間

### 15. 非接触除去加工（ワイヤ放電加工作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。  
(1) 製作等作業試験  
自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極φ0.2（黄銅）又はφ0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60, SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品（テーパ加工を含む）のワイヤ放電加工を行う。  
試験時間  
浸漬方式の場合  
標準時間 4時間 打切り時間 5時間  
噴流方式の場合  
標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間30分  
(2) 計画立案等作業試験  
放電加工性能表等による加工条件の設定、放電（通電）時間の見積り等について行う。  
試験時間 1時間  
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極φ0.2（黄銅）又はφ0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60, SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品のワイヤ放電加工を行う。  
試験時間  
浸漬方式の場合  
標準時間 4時間 打切り時間 5時間  
噴流方式の場合  
標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間30分

### 16. 非接触除去加工（レーザー加工作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
CO<sub>2</sub>又はファイバーレーザーの加工機（切断機）を使用して、軟鋼（SS400、SPHC）の鋼板（厚さ4.5mm及び9.0mm）についてはアシストガスに酸素を用いて、又はステンレス鋼（SUS304）の鋼板（厚さ4.0mm及び6.0mm）についてはアシストガスに窒素を用いて、5部品のレーザー切断加工を行い、立体的に組み合わせる。加工は全てプログラムで行う。プログラム作成は、CAD/CAM等の自動プログラミング装置又は手動による。  
試験時間  
CAD/CAM等の自動プログラミング装置を使用する場合  
標準時間 2時間 打切り時間 2時間15分  
CAD/CAM等の自動プログラミング装置を使用しない場合（手動）  
標準時間 2時間30分 打切り時間 2時間45分  
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
CO<sub>2</sub>又はファイバーレーザーの加工機（切断機）を使用して、軟鋼（SS400）の鋼板（厚さ9.0mm）についてはアシストガスに酸素を用いて、又はステンレス鋼（SUS304）の鋼板（厚さ6.0mm）についてはアシストガスに窒素を用いて、3部品のレーザー切断加工を行い、互いにはめ合わせる。加工は全てプログラムで行う。プログラム作成は、CAD/CAM等の自動プログラミング装置又は

手動による。

#### 試験時間

CAD/CAM等の自動プログラミング装置を使用する場合  
標準時間 1時間35分 打切り時間 1時間50分  
CAD/CAM等の自動プログラミング装置を使用しない場合（手動）  
標準時間 1時間45分 打切り時間 2時間

### 17. 金属プレス加工（金属プレス作業）特別教育

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験  
SPCC-SD（厚さ0.5mm）の材料から、はさみでブランクを切り取り、パワー プレス（能力400～1000kN）により所定の絞り型を使用して、正八角形の フランジをもつ絞り製品を製作する。  
標準時間 2時間 打切り時間 2時間30分  
(2) 計画立案等作業試験  
複雑な加工段取り、ブランク取り、プレス機械の点検・整備等について 行う。  
試験時間 2時間  
2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。  
(1) 製作等作業試験  
SPCC-SD（厚さ0.5mm）の材料から、はさみでブランクを切り取り、パワー プレス（能力400～1000kN）により所定の絞り型を使用して、丸型のフランジをもつ絞り製品を製作する。  
標準時間 1時間15分 打切り時間 1時間45分  
(2) 計画立案等作業試験  
加工段取り、ブランク取り、プレス機械の点検・整備等について行う。  
試験時間 2時間  
(注) 製作等作業試験については、1、2級とも、動力プレス機械の金 型の取付け等の作業に關し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、 又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要 する。

### 18. 鉄工（構造物鉄工作業）免許又は技能講習特別教育

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

図面に従って、ボール盤、ガス切断装置、アーク溶接装置又は半自動アーク溶接装置、万力等を使用し、切断、穴あけ、焼曲げ、切曲げ、組立て、溶接等の作業を行い、等辺山形鋼〔SS400相当品〕及び鋼板〔SS400相当品〕を 加工し、複雑な構造物を製作する。

標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

図面に従って、ボール盤、ガス切断装置、アーク溶接装置又は半自動アーク溶接装置、万力等を使用し、切断、穴あけ、切曲げ、組立て、溶接等の作業を行い、等辺山形鋼〔SS400相当品〕及び鋼板〔SS400相当品〕を加工し、簡単な構造物を製作する。

標準時間 3時間30分 打切り時間 4時間

(注) 1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許 証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要 する。

1、2級とも、アーク溶接等の作業に關し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

### 19. 建築板金（内外装板金作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板） 厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた谷どい状の製品を製作する。  
標準時間 4時間30分 打切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板） 厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた角どい状の製品を製作する。  
標準時間 4時間 打切り時間 4時間30分

### 20. 建築板金（ダクト板金作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、長方形の曲がりダクトに長円形の短管を 取り付ける。  
標準時間 3時間30分 打切り時間 4時間  
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、正方形の曲がりダクトに円形の短管を取 り付ける。  
標準時間 3時間30分 打切り時間 4時間











# 令和5年度前期技能五輪石川県大会開催案内

## 1. 技能五輪石川県大会

第61回技能五輪全国大会の参加者を決めるための石川県大会を技能検定実技試験と同時に行います。

### (1) 競技職種と参加手数料

職種番号	作業番号	競技職種	参加手数料	職種番号	作業番号	競技職種	参加手数料
006	010	旋盤(普通旋盤)	18,200(9,200)円	124	010	家具(家具手加工)	18,200(9,200)円
006	040	フライス盤(フライス盤)	18,200(9,200)	125	010	建具(木製建具手加工)	18,200(9,200)
008	020	構造物鉄工(構造物鉄工)	18,200(9,200)	041	010	左官(左官)	18,200(9,200)
123	010	曲げ板金(曲げ板金)	18,200(9,200)	044	010	タイル張り(タイル張り)	18,200(9,200)
123	020	自動車板金(打出し板金)	18,200(9,200)	065	010	貴金属装身具(貴金属装身具製作)	18,200(9,200)
012	030	機械組立て(機械組立仕上げ)	18,200(9,200)	119	010	フラー装飾(フラー装飾)	18,200(9,200)
015	010	電子機器組立て(電子機器組立て)	18,200(9,200)	040	010	とび(とび)	18,200(9,200)
016	030	工場電気設備(配電盤・制御盤組立て)	18,200(9,200)	025	010	洋裁(婦人子供注文服製作)	15,200(6,200)

(注) 競技職種の( )内は対応する技能検定の作業です。

参加手数料の( )内は雇用保険被保険者又は在校生が対象です。

### (2) 参加資格

平成12年1月1日以降に生まれた者に限ります(過去の全国大会での優勝者は除く)。

### (3) 参加申込方法

技能五輪石川県大会参加申込書(同時に技能検定を受検しようとする者は、技能検定受検申請書を使用することとなります)に必要な事項を記入し、参加手数料を添えて石川県職業能力開発協会に提出してください。参加手数料減免を希望される方は必ず申請書の希望欄に○を付けてください。

申請者は必ず申請書の裏面に身分証明書の写し(※運転免許証・健康保険証等、学生は学生証等)を貼付してください。貼付していない場合は、受付できませんのでお気を付けください。

※氏名・生年月日が証明できる身分証明書であればよい。

### (4) 受付期間

令和5年4月3日(月)から4月14日(金)までです。

### (5) 競技日時と競技場

競技は令和5年6月6日(火)から9月10日(日)までの間で、石川県職業能力開発協会が指定する日に実施します。

### (6) 競技課題

競技課題は、2級技能検定の実技試験問題と同一です。詳細については石川県職業能力開発協会にお問い合わせください。

### (7) 全国大会への参加

成績優秀者は、石川県職業能力開発協会長の推薦により、全国大会に参加することができます。

### (8) 特典

この大会に参加して、一定水準以上の成績を収めた者には、2級技能証を交付し、2級技能検定の当該職種の実技試験が免除されます。なお、詳細は石川県職業能力開発協会にお問い合わせください。

## 2. 越馬技能奨励賞選抜の趣旨

越馬技能奨励賞とは、津田駒工業株式会社顧問故越馬徳治氏(元石川県技能検定協会長)が、昭和48年「春の叙勲」で、勲三等旭日中綬章を受賞されたことに因み、同年5月14日石川県へ技能振興の資金として三百万円を寄付されました。

次いで、8月20日に石川県からこの寄付金の全額の交付を受けた石川県技能検定協会は、「越馬技能奨励基金」を設定し、基金から生ずる果実をもって、寄付者の意を体し将来における有為な技能者を育成し「技能石川」の振興と技能尊重の気運を社会一般に高揚して、産業の発展に役立てるため、「越馬技能奨励賞」を創設したものです。

当面の事業としては、技能五輪石川県大会を経て全国大会に出場した選手の、一層の奮起を促すと同時に、生涯訓練の必要性の認識を更に深め、ますます能力の向上に励み、時代の要請に応え得る名実ともに優れた技能者に成長することを期待してこれを顕彰することを趣旨としています。

## [申し込み・お問い合わせ先]

### 受検申込、試験実施、合格通知等については 石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斎1丁目15番15号  
石川県職業能力開発プラザ3F  
TEL (076) 262-9020 FAX (076) 262-3913

#### 石川県職業能力開発協会案内図

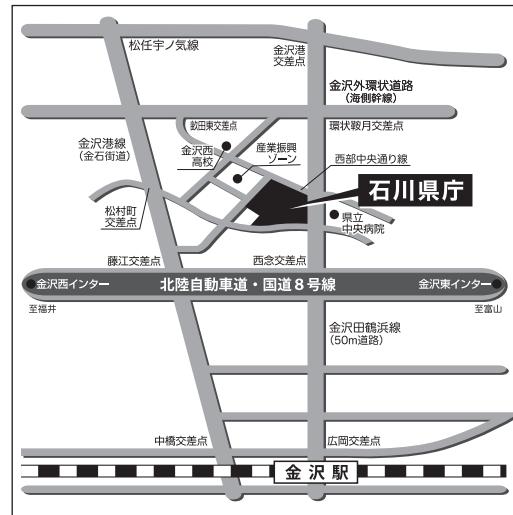


J R 金沢駅より徒歩10分

### 実施公示、合格発表等については 石川県労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
行政庁舎12F  
TEL (076) 225-1533 FAX (076) 225-1534

#### 石川県庁案内図



J R 金沢駅西口よりバス約10分 北鉄バス「県庁前」下車すぐ